

第3章 緊急事態応急対策

第1節 原子力災害対策本部等の組織及び運営

1 方針

市は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生を認知した場合若しくは通報を受けた場合には、柏崎市危機管理指針に基づく警戒本部（以下「原子力災害警戒本部」という。）又は災害対策基本法に基づく災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、国、原子力事業者及び防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた活動体制を確立する。

また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民等の不安や動揺等の緩和を図るため、「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）」及び柏崎市危機管理指針に基づき適切に対応する。

2 原子力災害対策本部等の設置基準

市長は、発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとる。

態 勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分
第1次 配備	原子力災害 警戒本部	○ 本市又は刈羽村で、震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生したとき	(情報収集事態)
		○ 本市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ○ 本市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき ○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき ○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき ○ その他市長が必要と認めたとき	(警戒事態)
第2次 配備	原子力災害 対策本部	○ 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	(施設敷地緊急事態)
	原子力災害 現地対策本 部	○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき ○ その他市長が必要と認めたとき	(全面緊急事態)

3 原子力災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

(2) 設置場所

原子力災害警戒本部は、市役所3階災害対策本部会議室に設置する。

(3) 組織

原子力災害警戒本部の組織並びに構成員は以下のとおりとする。

本部長	： 市長
副本部長	： 副市長
本部員	： 教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、上下水道局長、消防長、教育部長、議会事務局長
本部要員	： 係長以上の職員、指定職員、防災・原子力課員

(4) 所管事務

- ア 発電所の状況又は発電所の事故等に係る情報収集に関すること
- イ 県、関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 即時避難区域（PAZ）の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備、避難準備区域（UPZ）の屋内退避準備の指示のほか応急対策の検討、調整及び実施に関すること
- エ 住民等への情報伝達、広報に関すること
- オ 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する連絡に関すること
- カ 原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置準備に関すること
- キ 報道機関への情報提供に関すること
- ク 原子力防災センターの立ち上げ協力及び職員派遣準備に関すること
- ケ 緊急時地区派遣隊及び広域避難先遣隊等の出動準備及び指示に関すること
- コ 所管する施設、関係機関等に対する連絡に関すること
- サ その他必要な事務に関すること

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部局の情報共有と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。
- イ 本部長は、必要に応じて、県警察等の防災関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼するものとする。

(6) 本部の廃止

次の場合は原子力災害警戒本部を廃止する。

- ア 原子力災害対策本部が設置された場合
- イ 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- ウ その他必要がなくなると本部長が判断した場合

4 原子力災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの事象等の発生通報後速やかに県、国、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、事故の状況の把握に努める。

(2) 設置場所

原子力災害対策本部は、市役所3階災害対策本部に設置する。

(3) 設置の周知

原子力災害対策本部を設置しようとするとき又は原子力災害対策本部が設置された場合の庁内各部局及び町事務所等への周知は、庁内放送又は庁内グループウェアの掲示板、メール等により行う。

(4) 組織

ア 原子力災害対策本部は、別表1のとおりとし、構成及び事務分掌は、別表2のとおりとする。

イ 本部長は、原子力災害対策本部の事務を総括し、本部員及び本部要員を指揮監督する。

ウ 本部長に事故あるときは、副本部長が本部長の職を代理する。

エ 副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定する職にある者がその職務を代理する。

オ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。なお、本部員は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

カ 本部員に事故あるときは、あらかじめ本部員が指定する職にある者がその職務を代理する。

(5) 原子力災害現地対策本部

本部長は、原子力防災センターに別表3のとおりあらかじめ定めた職員を派遣し、本部長が指名した職員を長とする原子力災害現地対策本部を設置する。

(6) 本部会議

ア 本部長は、災害対策について協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって組織する。

ウ 本部会議には、必要に応じ防災関係機関の職員等を参加又は傍聴させることができる。

エ 本部会議の協議事項等は、次のとおりとする。

- a 災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- b 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- d 公用令書による公用負担に関する事項
- e その他災害対策上重要な事項

(7) 本部の廃止

市長は、概ね次の基準により原子力災害対策本部を廃止する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 本部長が、発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(8) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

5 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣等

(1) 現地事故対策連絡会議への出席等

市は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、原子力災害現地対策本部長をこれに出席させ、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど原子力災害現地対策本部長を通じて県、国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(2) 原子力災害合同対策協議会への出席等

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、原子力災害現地対策本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

また、市は、別表4のとおりあらかじめ定めた職員を施設敷地緊急事態発生時に原子力防災センター等に派遣し、原子力災害合同対策協議会の立ち上げ準備及びその後の原子力災害合同対策協議会機能班の活動に従事させる。

6 国、県の職員及び専門家等の派遣要請

(1) 専門家の派遣要請

市は、原子力災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、国に対して、専門家の派遣を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

また、市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

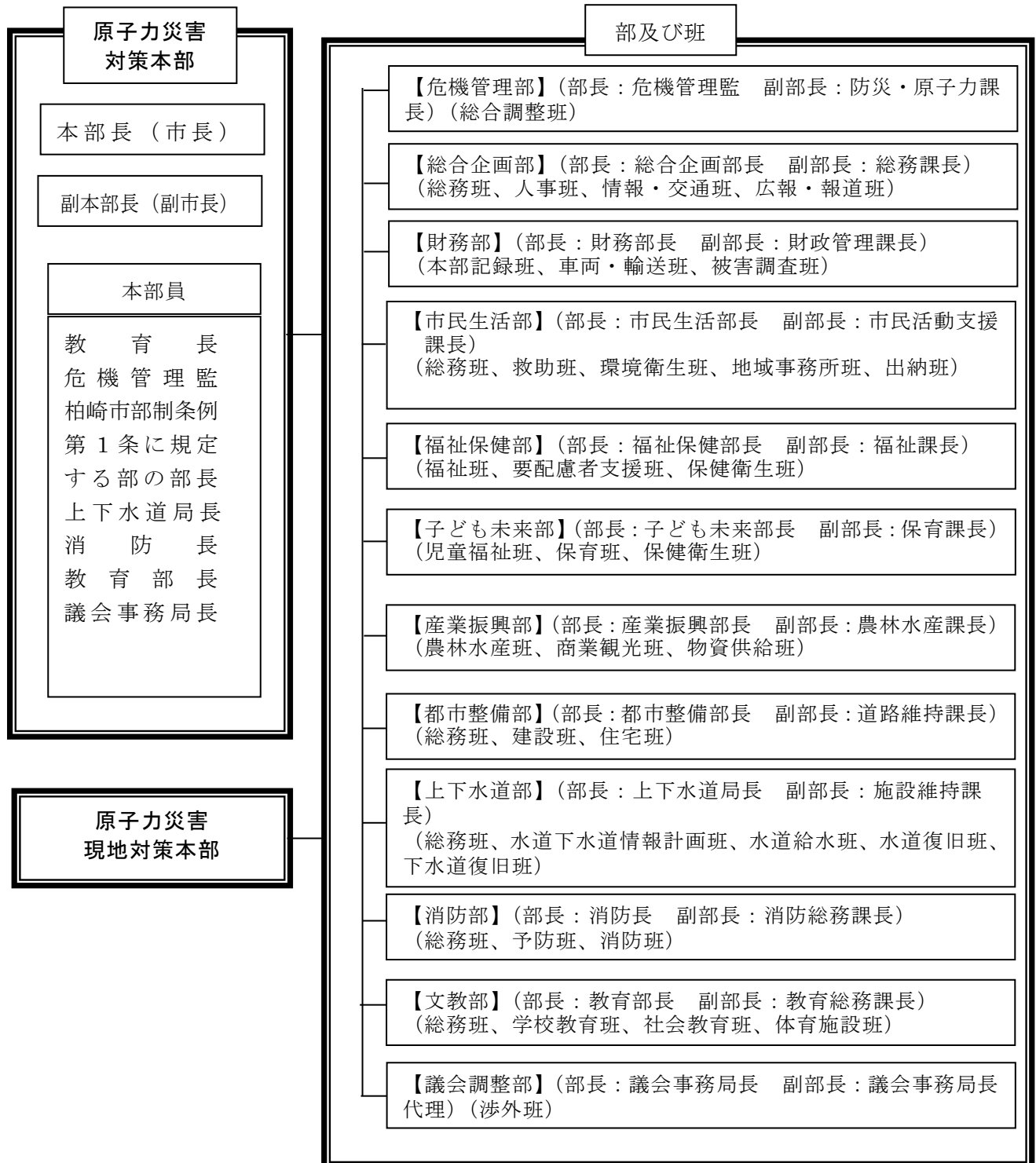
(3) 県原子力災害対策本部員の派遣要請

市長は、必要に応じ、県に対して原子力災害対策本部への連絡員の派遣を要請する。

(4) 原子力事業者説明員の派遣要請

市長は、必要に応じ、原子力事業者に対して原子力災害対策本部への説明員の派遣を要請する。

原子力災害対策本部組織



別 表 2

原子力災害対策本部の構成及び分掌事務

部名	班名 (担当班長)	班員	分掌事務 (原子力災害)の事務は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務)
危機管理部	総合調整班 (防災・原子力課長)	防災・原子力課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員 元気発信課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び解散に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 地震情報、津波情報及び気象情報の授受伝達に関する事 4 避難の勧告、指示又は解除に関する事 5 自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関する事 6 防災会議、県その他防災関係機関との連絡調整に関する事 7 県に対する各種報告に関する事 8 災害救助法等の適用申請に関する事 9 災害弔慰金等の支給に関する事 10 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関する事 11 備蓄品の管理に関する事 12 各部との連絡調整に関する事 13 災害情報の収集に関する事 14 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関する事 15 防災情報通信システムによる広報に関する事 16 臨時災害放送局の設置及び廃止に関する事 17 雨量情報等の収集及び報告に関する事 18 (原子力災害)退避・避難指示又は解除に関する事
総合企画部	総務班 (総務課長)	総務課員 人権啓発・男女共同参画室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関する事 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事 3 庁舎及び庁舎内有線施設・設備の被害状況調査及び緊急機能確保に関する事 4 本部長及び副本部長の秘書に関する事 5 国又は地方公共団体から市長宛ての見舞金の受入れに関する事
	人事班 (人事課長)	人事課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の被災状況及び登庁状況の把握に関する事 2 職員の健康管理に関する事 3 職員の動員に関する事 4 県及び他市町村等に対する応援要請及び受入調整に関する事 5 (原子力災害)職員の被ばく管理に関する事
	情報・交通班 (企画政策課長)	企画政策課員 電源エネルギー戦略室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電算処理システムの機能確保に関する事 2 電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関する事 3 鉄道、バス等の運行状況に関する事 4 災害対策等に関し、国、県等に対する要望等に関する事

	広報・報道班 (元気発信課長)	元気発信課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の勧告等）の広報に関する事。 2 災害情報を電算システムにより各課に周知すること。 3 災害情報をホームページに掲載すること。 4 ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関する事。 5 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。 6 報道要請その他報道機関との連絡に関する事。 7 災害の状況及び応急対策等の推進状況に係る写真・ビデオ等その他資料等の収集整理等に関する事。
財務部	本部記録班 (財政管理課長)	財政管理課員 契約検査課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関する事。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 3 災害対策本部の記録に関する事。 4 各部からの災害情報及び被害状況の整理に関する事。 5 災害対策関係予算に関する事。
	車両・輸送班 (財政管理課長)	財政管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関する事。 2 配車状況の掌握及び記録に関する事。 3 市有財産の被害調査に関する事。 4 応援車両の要請及び配車調整に関する事。 5 (原子力災害)防護対策区域内住民の輸送に関する事。
	被害調査班 (税務課長)	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関する事。 2 水害時等における住家周辺の浸水状況調査に関する事。 3 被災者台帳の作成及び管理に関する事。 4 り災証明書の発行に関する事。 5 被災者に対する市税の納税猶予及び減免に関する事。 6 被災者生活再建支援システムの管理及び運用に関する事。 7 (原子力災害)各部の応援に関する事。
市民生活部	総務班 (市民活動支援課長)	市民活動支援課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 3 コミュニティ、町内会等との連絡調整に関する事。 4 全市にわたる激甚災害の指定等県に対する要請・陳情の調整に関する事。 5 被災者相談所の開設に関する事。 6 避難所等支援者の調整に関する事。 7 仮設住宅等における被災市民への支援及び調整に関する事。 8 防犯情報提供及び警戒活動に関する事。 9 (原子力災害)緊急時地区派遣隊の出動に関する事。 10 (原子力災害)緊急時地区派遣隊への指示伝達及び情報収受に関する事。 11 (原子力災害)バス避難支援隊の出動に関する事。 12 (原子力災害)バス避難支援隊への指示伝達及び情報収受に関する事。
	救助班 (市民課長)	市民課員 会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設営及び被災者の収容に関する事。 2 避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否情報の問合せに関する事。 3 避難住民の相談業務に関する事。 4 避難住民における食料及び物資の支給に関する事。 5 避難の誘導に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 7 愛玩動物等の保護に関すること。 9 (原子力災害)防護対策区域に対する広報伝達に関すること。 10 (原子力災害)退避・避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 11 (原子力災害)被災地住民登録に関すること。 12 (原子力災害)退避・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 13 (原子力災害)広域避難先遣隊の出動に関すること。 14 (原子力災害)広域避難先遣隊及び広域避難先との連絡調整及び情報収受に関すること。
	環境衛生班 (環境課長)	環境課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災地の環境対策に関すること。 2 防疫(保健衛生班に関するものを除く。)に関すること。 3 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 4 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。 5 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。 6 遺体の収容及び死体の埋火葬に関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害廃棄物仮置場の管理に関すること。 9 斎場の被害調査、応急復旧及び適正管理への協力に関すること。 10 (原子力災害)放射性物質による汚染状況調査等に関すること。 11 (原子力災害)県の緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関すること。 12 (原子力災害)市内で発生する廃棄物の放射線モニタリングに関すること。
	地域事務所 班 (地域事務所 所長)	地域事務所員	<ul style="list-style-type: none"> 1 両町地域における現地対策本部の設置及び運営に関すること。 2 両町事務所に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備の被害調査及び緊急機能確保に関すること。 4 町内会等との連絡調整に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。 6 避難住民における食料及び物資の受入れに関すること。 7 死体の埋火葬の許可に関すること。 8 要配慮者の避難支援等に関すること。 9 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 10 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 11 観光客の安全確保に関すること。 12 降積雪時における降積雪指定観測点の観測に関すること。 13 (原子力災害)市民生活部救助班の協力に関すること。
	出納班 (会計課長)	会計課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策事務の現金支払に関すること。 2 救援資金及び見舞金の受入れに関すること。
福祉保	福祉班 (福祉課長)	福祉課員 介護高齢課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 生活保護世帯、身体障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調

健 部			<p>査及び救護に関すること。</p> <p>4 社会福祉団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>5 要配慮者利用施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。</p> <p>6 ボランティア活動に関すること。</p> <p>7 福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること。</p> <p>8 被災者に対する福祉相談に関すること。</p> <p>9 義援金の支給に関すること。</p>
	要配慮者支援班(介護高齢課長)	介護高齢課員 福祉課員	<p>1 要配慮者(外国人を除く。)の避難支援に関すること。</p> <p>2 町内会、民生委員・児童委員、福祉関係者等への避難勧告等の伝達に関すること。</p>
	保健衛生班(健康推進課長)	健康推進課員 ひきこもり支援センター員 介護高齢課員 国保医療課員	<p>1 保健衛生及び防疫(環境衛生班に関するものを除く。)に関すること。</p> <p>2 医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。</p> <p>3 医療救護所の開設及び応急救護活動並びに健康相談の実施に関すること。</p> <p>4 救急医薬品及び医療資器材の確保に関すること。</p> <p>5 災害時の要配慮者用の食料に関すること。</p> <p>6 特定児童生徒等の安全確保及び療養支援に関すること。</p> <p>7 心のケア及び精神保健福祉相談の実施に関すること。</p> <p>8 (原子力災害)原子力災害医療の協力に関すること。</p>
子 ど も 未 来 部	保健衛生班(子どもの発達支援課長)	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	<p>1 保健衛生及び防疫(環境衛生班に関するものを除く。)に関すること。</p> <p>2 医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。</p> <p>3 医療救護所の開設及び応急救護活動並びに健康相談の実施に関すること。</p> <p>4 救急医薬品及び医療資器材の確保に関すること。</p> <p>5 災害時の要配慮者用の食料に関すること。</p> <p>6 要配慮者(主に妊産婦、乳幼児)の避難支援及び療養支援に関すること。</p> <p>7 心のケア及び精神保健福祉相談の実施に関すること。</p>
	保育班(保育課長)	保育課員	<p>1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。</p> <p>2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</p> <p>3 保育園児及び幼稚園児の安全確保に関すること。</p> <p>4 避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。</p>
	児童福祉班(子育て支援課長)	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	<p>1 児童クラブ利用者の安全確保等に関すること。</p> <p>2 県立こども自然王国利用者の安全確保等に関すること。</p> <p>3 特定児童生徒等の安全確保に関すること。</p> <p>4 市役所分館の施設被害状況の把握報告に関すること。</p>
産 業 振 興 部	農林水産班(農林水産課長)	農林水産課員	<p>1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。</p> <p>2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</p> <p>3 農林水産業関係の被害調査に関すること。</p> <p>4 農林水産施設等の応急対策及び応急復旧に関すること。</p> <p>5 漁港区域内の津波対策に関すること。</p> <p>6 応急食料等の原材料の調達に関すること。</p> <p>7 水害時における所管の頭首工及び排水機場の運転操作に関すること。</p> <p>8 関係機関等との連絡調整に関すること。</p>

			9 (原子力災害)農林水産物の採取、出荷制限、漁獲等に関すること。
	商業観光班 (商業観光課長)	商業観光課員 道の駅「風の丘」 整備室推進室員	1 外国人の避難支援に関すること。 2 商業・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 観光客の安全確保に関すること。 4 入浴環境の確保に関すること。 5 風評被害への対応に関すること。 6 中小企業者の資金融資のあっせんに関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。
	物資供給班 (ものづくり 振興課長)	ものづくり振興 課員 農業委員会事務 局員	1 食料品及び生活必需品の調達及び供給に関すること。 2 工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 物資供給に係る輸送機関の運行状況に関すること。 4 救援物資の受入及び配送に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。
都 市 整 備 部	総務班 (道路維持課 長)	道路維持課員 都市計画課員 八号バイパス事 業室員 道路河川課員 鶴川ダム事業室 員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 土木災害応急資機材の調達及び確保に関すること。 4 高速道路の交通情報の収集に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。 6 市道等に係る交通規制に関する現地対応及び連絡に関すること。 7 水害時における所管の樋門及び排水機場の運転操作に関すること。 8 水害時における市道等の道路冠水状況の調査に関すること。 9 (原子力災害) 財務部車両・輸送班の協力に関すること。
	建設班 (道路河川課 長)	道路河川課員 都市計画課員 八号バイパス事 業室員 鶴川ダム事業室 員 道路維持課員	1 公園施設の被害調査及び報告に関すること。 2 公園施設及び街路樹の応急対策に関すること。 3 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。 4 交通規制及び立入制限区域の安全管理に関すること。 5 道路交通情報の収集及び報告に関すること。 6 緊急輸送道路の確保及び確保要請に関すること。 7 路上障害物等(降積雪を含む。)の排除に関すること。 8 関係機関等との連絡調整に関すること。 9 (原子力災害) 財務部車両・輸送班の協力に関すること。
	住宅班 (建築住宅課 長)	建築住宅課員	1 公営住宅の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 2 避難所の応急危険度調査に関すること。 3 家屋等の応急危険度調査に関すること。 4 公共施設の応急復旧に関すること。 5 応急仮設住宅等の建設及び入居者の選定に関すること。 6 災害復興住宅資金の融資に関すること。 7 住宅等の応急対策に関すること。 8 関係機関等との連絡調整に関すること。 9 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関すること。

上下水道部	総務班 (経営企画課長)	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部の災害対策要員の把握及び配置異動に関する事。 3 部に係る広報に関する事。 4 報道機関への情報提供及び連絡調整に関する事。 5 電話対応に関する事。 6 窓口受付に関する事。 7 関係機関への必要な事務手続に関する事。 8 災害復旧に伴う被害額及び復旧費の算定並びに費用の記録に関する事。 9 災害復旧に伴う工事等の請負契約に関する事。 10 災害復旧に伴う物件の購入契約に関する事。 11 部の職員に対する応急物資の配給に関する事。 12 部の車両の運行管理に関する事。 13 応援物資等の受入れ及び記録に関する事。 14 応援活動の記録に関する事。
	水道下水道情報計画班 (建設課長代理)	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設及び下水道施設の復旧方針の策定に関する事。 2 被害状況及び復旧作業進捗状況の集約に関する事。 3 復旧計画の立案に関する事。 4 情報の審査に関する事。 5 故障修繕伝票の処理に関する事。 6 部内各班との災害対策状況の連絡に関する事。 7 部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関する事。 8 国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関する事。 9 災害対策情報の集約及び記録の作成に関する事。 10 協定締結先等への協力依頼に関する事。 11 無線等の通信連絡に関する事。
	水道給水班 (施設維持課長代理)	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。 2 応急給水設備の管守に関する事。
	水道復旧班 (建設課長)	建設課員 施設維持課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水及び水道施設に係る苦情処理に関する事。 2 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水計画の総合統制に関する事。 3 水道施設の復旧工事の実施に関する事。 4 水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関する事。 5 資材、備品等の調達及び管理に関する事。 6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関する事。 7 応急給水用水道管及び仮設給水装置の設置並びに管守に関する事。 8 関係業者の統括に関する事。 9 二次災害の防止に関する事。 10 その他水道施設の復旧に関する事。
	下水道復旧班 (施設維持課長)	建設課員 施設維持課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水及び下水道施設に係る苦情処理に関する事。 2 汚水及び雨水の受入れ並びに処理計画の総合統制に関する事。 3 下水道施設の復旧工事の実施に関する事。 4 下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 5 資材、備品等の調達及び管理に関すること。 6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関すること。 7 応急排水に関すること。 8 仮設排水に関すること。 9 関係業者の統括に関すること。 10 二次災害の防止に関すること。 11 その他下水道施設の復旧に関すること。
消防部	総務班 (消防総務課長)	消防総務課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 消防庁舎の被害調査等に関すること。 3 消防団の活動に関すること。 4 関係機関等との連絡調整に関すること。 5 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。
	予防班 (予防課長)	予防課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災・救急・救助事案に係る被害情報の集約に関すること。 2 市災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。
	消防班 (消防署長)	消防署員 警防課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害情報の受理及び出動指令に関すること。 2 住民等に対する広報活動に関すること。 3 住民等の避難誘導に関すること。 4 火災・救急・救助活動の実施に関すること。 5 緊急消防援助隊等消防関係機関の応援要請及び受入調整に関すること。 6 消防車両の被害調査等に関すること。 7 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること。 8 防災情報通信システムによる広報に関すること。 9 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。
文教部	総務班 (教育総務課長)	教育総務課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 教育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 4 学校給食に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課員 教育センター員	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難に関すること。 2 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 学用品の給与に関すること。 5 学校に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 6 関係機関等との連絡調整に関すること。
	社会教育班 (文化・生涯学習課長)	文化・生涯学習課員 図書館員 博物館員	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化・社会教育施設利用者の安全確保に関すること。 2 文化・社会教育施設の使用及び指定管理者への協力要請に関すること。 3 文化・社会教育施設の保全に関すること。 4 文化財の保護に関すること。 5 文化・社会教育施設及び文化財の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 6 文化・社会教育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。
	体育施設班	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1 体育施設利用者の安全確保に関すること。

	(スポーツ振興課長)	員 水球のまち推進室員	2 体育施設の使用及び指定管理者への協力要請に関するこ と。 3 体育施設の保全に関するこ と。 4 体育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関するこ と。 5 体育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に 関すること。 6 ヘリポート離発着場所の確保に関するこ と。 7 関係機関等との連絡調整に関するこ と。
議 会 調 整 部	渉外班 (議会事務局 長代理)	議会事務局員	1 部の庶務に関するこ と。 2 各部との連絡調整に関するこ と。 3 議会との連絡調整に関するこ と。 4 調査団、視察団等の受入対応に関するこ と。

別 表 3

現地事故対策連絡会議及び防災センター派遣職員

構 成 員	役 割
副本部長 (副市長)	原子力災害現地対策本部長
危機管理部総合調整班 (防災・原子力課長が 指名する者)	原子力災害現地対策本部補助構成員
財務部被害調査班 (税務課員 1 名)	原子力災害現地対策本部連絡員
消防部員	消防本部連絡員

別 表 4

原子力災害合同対策協議会及び防災センター派遣職員

構 成 員	役 割	
副本部長 (副市長)	全体会議	原子力災害現地対策本部長
市民生活部総務班員 (市民活動支援課員)	機能班構成員	総括班員
総合企画部広報・報道班員 (元気発信課員)		広報班員
市民生活部救助班員 (市民課員)		住民安全班員
産業振興部物資供給班員 (ものづくり振興課 員)		運営支援班員

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市、県、国及び防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 情報収集事態発生時の連絡等

- (1) 原子力事業者は、情報収集事態に該当する事象が発生した場合は、原子力関係法令等及び安全協定に基づき、国、県、市及び関係市町村、その他必要な機関等に連絡する。
- (2) 国は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者から発生との連絡があった場合、緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下、「合同情報連絡室」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下、「合同現地情報連絡室」という。）を設置し、県及び本市を始め関係市町村に対し、合同情報連絡室等の立ち上げを通知するとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請することとしている。
- (3) 市は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者若しくは合同現地情報連絡室から発生との連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事業者、県及び合同現地情報連絡室との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集に当たる。

3 警戒事態発生時の連絡等

- (1) 原子力事業者及び関係機関相互の通報・連絡
 - ア 原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合は、原子力関係法令等及び安全協定等に基づき、国、県、市及び関係市町村、その他必要な機関等に連絡する。
 - イ 国は、警戒事態に該当する事象の発生を認知又は原子力事業者により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、ERCに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「合同現地警戒本部」という。）を設置し、県及び本市を始め関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとしている。
 - ウ 市は、警戒事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者若しくは合同現地警戒本部から発生との連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事業者、県及び合同現地警戒本部との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集と対応に当たる。
 - エ 国の事故警戒本部は、即時避難区域（PAZ）を含む市町村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。
 - オ 市は、国の事故警戒本部の要請又は県の指示により、即時避難区域（PAZ）における

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を、県の調整のもとで実施する。

また、住民等に対し、事態の進展に備え、速やかな帰宅と児童生徒等の保護者による迎えを要請するとともに、即時避難区域（P A Z）における施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を、避難準備区域（U P Z）における要配慮者等の屋内退避の準備を実施するよう、防災行政無線等により一斉伝達する。

カ 原子力事業者は、事象の経過、対策の実施状況等について、速やかに、また定期的に、国、県、市及び関係市町村、その他必要な機関に連絡するとともに、連絡の内容について、報道機関に対し、速やかに広報するとともに、その後の事象の状況等についても定期的に広報する。

キ 市は、必要に応じて、発電所における事象の経過や対策の実施状況等を的確に把握するため、原子力事業者に説明員の派遣を要請する。

また、必要に応じて、職員を発電所に派遣する。派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに市の原子力災害警戒本部へ報告するものとする。

ク 市は、発電所の状況や、放射線の影響の有無について、市内の住民等に対し、防災行政無線等により逐次広報する。

県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、原子力事業者からの連絡の内容、発電所の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動について、住民等及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。

ケ 市は、県、国、関係市町村及び防災関係機関等と相互に緊密な情報交換を行うなどにより、連携して対応に当たるものとする。

4 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等

(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡

ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送信する（原災法第10条に基づく通報）。さらに、直ちに本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。

イ 市は、原子力防災管理者から原災法第10条に基づく通報を受けた場合、直ちに原子力災害対策本部を設置するとともに、原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を設置し、応急対策活動に必要な体制を構築し、対応に当たる。

ウ 国は、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の現地事故対策本部」という。）を設置する。

エ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について、

国の事故対策本部内に情報を共有する。

国の事故対策本部は、本市を始め、県及び重点区域を含む市町村、県警察本部に連絡する。

オ 国の事故対策本部は、即時避難区域（P A Z）を含む市村に対して、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、避難準備区域（U P Z）を含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。

カ 市及び県が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、国の事故警戒本部等において、要請内容の判断のため市及び県より事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、国の事故対策本部と市及び県は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

キ 市は、国の事故対策本部又は県の要請により、即時避難区域（P A Z）における施設敷地緊急事態要避難者の避難及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備を実施するとともに、避難準備区域（U P Z）における住民等の屋内退避の準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難に際しての注意点（避難に必要な持参物や集合場所等）も伝達する。

ク 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、直ちに現場の状況を確認し、その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡することとされている。

ケ 国の事故対策本部から連絡を受けた国の事故現地対策本部は、市及び県に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。

コ 市は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び国の現地事故対策本部、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、随時連絡することとする。

サ 国の事故対策本部は、避難準備区域（U P Z）外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

シ 県は、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施が円滑に進むよう関係市町村に対し要請する。

ス 市及び県は、応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

(2) 通報がない場合の連絡

ア 県は、発電所周辺の環境放射線モニタリングにより、原災法第10条に基づく通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官

に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行う。

イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果を原子力規制委員会及び県、本市を始めとする関係市町村に連絡する。

5 全面緊急事態における通報・連絡等

(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等に関する文書をファクシミリで送信する。さらに、本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。

イ 国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに知事及び関係市町村長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を知事及び関係市町村長に伝達する。

ウ 市及び県が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため市及び県より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・即時避難区域（PAZ）内の避難者の数及び避難の方針
- ・避難準備区域（UPZ）内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

エ 国は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発出に伴い、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置するとともに、原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を設置する。

国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに、指定行政機関、関係省庁、県及び市に連絡する。

オ 市は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言及び原災法第15条第3項に基づく指示を受け、即時避難区域（PAZ）における住民等の避難、避難準備区域（UPZ）における住民等の屋内退避及び避難準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難や屋内退避に際しての注意点等も伝達する。

カ 市は、原子力防災管理者、国、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、随時連絡することとする。

キ 県及び国の原子力災害対策本部は、即時避難区域（PAZ）から避難してきた住民等の受入れや、避難準備区域（UPZ）の避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング・簡易除染場所の確保等の防護措置の準備への協力を、UPZ外の市町村に対し要請する。

ケ 市及び県は、応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

6 応急対策活動情報等の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 国の事故現地対策本部は、県、本市を含む関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と共に、施設敷地緊急事態における情報を共有し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、原子力防災センターに現地事故対策連絡会議を組織する。

市は、これに職員を派遣する。

イ 市は、現地事故対策連絡会議において、国、県、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者等と、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等、情報を共有するとともに、市が行う応急対策活動について必要な調整を行う。

(2) 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 国の原子力災害現地対策本部は、県、本市を含む関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と共に、全面緊急事態における情報を共有し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力防災センターに原子力災害合同対策協議会を組織する。

市は、これに職員を派遣する。

イ 市は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

ウ 市は、原子力災害合同対策協議会において、国、県、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者等と、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等、情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

7 通信の確保等

(1) 市は、原子力事業者から通報・連絡があったときは、直ちに国、県、関係市町村及び防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。

(2) 市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

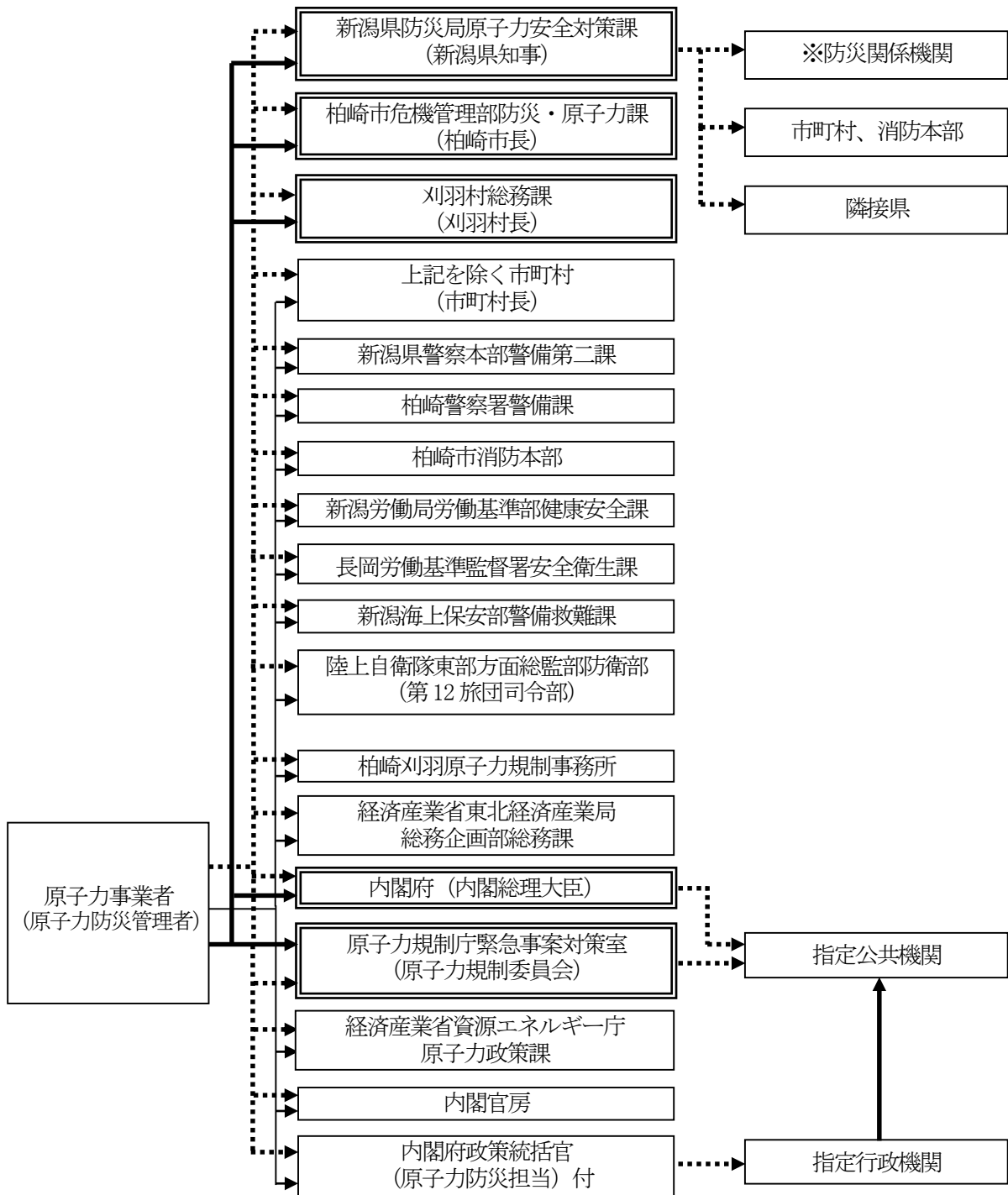
(3) 県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(4) 国の原子力災害対策本部は、県、重点区域を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。

(5) 県は、国の原子力災害対策本部から伝達された内容を、市及び市消防本部に連絡する。

原災法第10条第1項、東京電力㈱と市町村との安全協定等に基づく通報経路

(発電所内での事象発生時の通報経路)



※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」、新潟県地域防災計画(資料編)の防災組織に関する資料に掲げる表中の「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

第3節 広域的応援対応

1 方針

市及び県は、緊急時における災害応急対策要員や資機材等の確保について、必要に応じ、広域的な応援を要請し、災害応急対策を実施する。

2 応援要請

- (1) 市は、必要があると判断した場合は、県及び国に対し速やかに応援要請を行う。
- (2) 市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。県は、必要があると判断した場合は、他都道府県等に対し速やかに原子力災害時相互応援協定等の各種応援協定等に基づく応援要請を行う。
- (3) 市又は市消防本部は管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市町村又は地域の代表消防本部に要請を行う。
- (4) 市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。県は、緊急消防援助隊の出動の必要があると認める場合又は市から連絡があった場合は、消防庁に対し速やかにその応援等の要請をする。
- (5) 県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は都道府県警察に対して援助の要求を行う。

3 自衛隊の派遣要請等

- (1) 市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請をするよう求める。

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請する。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請をするよう求める。

- (2) 派遣の内容は次のとおりとする。

ア 緊急時モニタリング支援

イ 被害状況の把握

ウ 避難の援助

エ 避難者等の捜索救助

オ 消防活動

カ 応急医療・救護・防疫

キ 人員及び物資の緊急輸送

ク 危険物の保安及び除去

ケ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

- (3) 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は、県は、派遣部隊の長等からの要請により、派遣部隊の被ばく管理を行う。

この際、県緊急時医療本部の原子力災害医療派遣チームは、派遣部隊の被ばく管理を行い、

これが困難な場合は、国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対して被ばく管理要員の派遣要請を行う。

4 災害支援活動拠点

市、県及び国は、適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点及び救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設を確保する。

5 応援に係る留意事項

応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、県及び市は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議する。

第4節 緊急時モニタリング等

1 方針

県は、緊急時において、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民の安全確保を図る。

2 緊急時モニタリング等の態勢

県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。

県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員やモニタリング設備・機材等の更なる増強を要請するとともに、原子力災害時の応援業務に関する協定に基づき、関係機関に対し、緊急時モニタリングへの応援を要請する。

3 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。

また、緊急時モニタリングの実施に当たっては、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。

4 緊急時モニタリングの結果の報告と公表

国は、妥当性の確認がなされた緊急時モニタリングの結果を、正確に、分かりやすく、また迅速に公表することとされている。

また、県及び市は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリングの結果を周知する。

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

1 方針

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じるできないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、市内外の住民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

2 住民等への情報伝達活動

(1) 迅速かつ的確な情報提供

市は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

なお、広報に当たっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難・屋内退避等の必要性及び住民等がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

(2) 定期的な情報提供

市は、住民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

(3) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、市や県等が講じている応急対策に関する情報、交通規制、避難経路や避難経路等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。なお、その際、広報車、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者、広域避難者等に対しても情報が伝わるよう十分配慮する。

(4) 情報の一元化

市は、原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係市町村及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

(5) 多様な媒体の活用

市は、情報伝達に当たって、県総合防災情報システム、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否

情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、県、受入市町村等と連携し、適切な情報提供がなされるよう努める。

(6) コミュニティセンターを活用した情報提供

市は、コミュニティセンターを災害時の地域情報集積地として位置付け、必要に応じ職員を派遣し、原子力災害対策本部や地域からの情報收受及びその伝達のほか、自主防災組織等への情報提供に努める。

(7) 指定避難所外避難者の把握

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

県は、市が指定避難所以外に避難した住民等の所在を把握することについて、市に協力する。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、県、国及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

4 原子力事業者の広報

原子力事業者は、発電所において事故が発生した場合は、周辺及び県内外の住民等に対し、速やかに広報する。

住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。

(3) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(4) 市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。

(5) 市及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。

その際には、市及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。

(6) 市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。

4 避難・屋内退避の実施

(1) 即時避難区域（PAZ）の住民等への避難指示等

ア 市長は、警戒事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備の開始を指示する。

また、県は、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。

イ 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）内における避難の準備を行うとともに、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村にその旨を伝達する。

また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、避難準備区域（UPZ）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。

ウ 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。また、即時避難区域（PAZ）内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で住民等に対し、避難準備の開始を指示する。

エ 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、即時避難区域（PAZ）内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の避難等を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策

を実施する。

また、即時避難区域（P A Z）内の避難の実施に併せて、国の要請等により、避難準備区域（U P Z）を含む市村に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するとともに、避難者を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難経由所を確認し、受入市町村に対して、即時避難区域（P A Z）を含む市村から避難してきた住民等の受入れや避難準備区域（U P Z）を含む市町村が行う防護措置の準備への協力を要請する。

オ 市長は、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、即時避難区域（P A Z）内の住民等に、防災行政無線等で、直ちに避難をするよう指示する。

また、市及び県は、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には国に要請する。

(2) 避難準備区域（U P Z）の住民等への屋内退避指示等

ア 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、避難準備区域（U P Z）内の住民等に対し、自宅等で屋内退避の準備を、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、速やかに自宅等で屋内退避するよう指示する。

また、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、市から出される指示等に留意するよう要請する。

イ 県は、国の要請等により、市町村と協力し、避難準備区域（U P Z）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（U P Z）外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。

(3) 避難準備区域（U P Z）の住民等への避難指示等

ア 知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、市に対し避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、市を通じて、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民の受入れを要請する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難区域が確認された場合

(イ) 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合

イ 市長は、避難区域が特定され、県又は国から避難の要請又は指示があった場合には、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

ウ 市が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、市及び県より事前の状況把握を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策などについて相互に協力するものとする。

・ 避難準備区域（U P Z）内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一

時移転の方針

- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

(4) 県及び国への支援の要請

市は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、当日の気象条件、緊急時モニタリングの結果、放射性物質拡散予測情報、また、原子力災害対策指針を踏まえた国の指示・要請及び放射性核種濃度測定調査等に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県及び国に支援を要請する。

(5) 避難手段

ア 避難手段は、原則自家用車とする。ただし、市及び県は、バス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討し、円滑な避難を実施する。

イ 市は、輸送手段が不足する場合は、県に要請し必要な避難車両等を確保する。

ウ 市は、避難の際の交通渋滞を考慮し、交通・道路状況について、県、県警察及び道路管理者からの意見を聞き、円滑に避難できる経路を住民等に示す。

エ 自家用車両等の利用が困難な住民等については、あらかじめ指定した集合場所から市及び県が手配する車両等により避難を実施する。

(6) 避難・屋内退避の実施、情報提供等

市は、住民等の避難誘導に当たり、県の協力のもと、住民等に向けて、避難先や避難経路、スクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

なお、市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主に家庭動物との同行避難を呼びかける。

ア 即時避難区域（PAZ）における避難の実施

市は、避難の指示をした場合、即時避難区域（PAZ）内の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経由所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

イ 避難準備区域（UPZ）における避難の実施

市は、避難の指示をした場合、避難準備区域（UPZ）内の避難区域に指定された地区の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経由所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

(7) 避難の実施における県、受入市町村及び防災関係機関との連携

市は、県及び防災関係機関と連携し、避難を実施する。また、市及び受入市町村は、県と連携し、あらかじめ指定した避難経由所及び避難所を開設する。

ア 県は、市に対し、避難や住民等に対する周知について支援する。

イ 市は、円滑な避難が実施できるよう、住民等に対し、県警察等が実施する交通規制、誘導の指示に従う旨周知する。

ウ 市は、要配慮者や自家用車両等の避難手段がない住民等に対し、県の協力を得て手配す

- る公共輸送機関及び自衛隊等の協力により輸送を行う。
- エ 市は、道路の寸断等により、陸路での避難が実施できない場合は、放射性物質の放出状況を考慮しながら、空路及び海上輸送が必要と見込まれる場合は、自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力により、空路及び海上輸送を行う。
- オ 市は、県及び防災関係機関と協力し、避難を指示した後、避難区域内に残留者がいないか確認を行う。
- カ 市は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた避難計画に基づき、住民等に対する避難を実施するとともに、受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。
なお、市は、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。
- キ 市は、道路管理者から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。
- ク 県は、住民等の避難誘導に当たっては、市に協力し、避難経由所又は避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。
- ケ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。
- コ 市は、防災関係機関の協力を得て、戸別訪問、避難経由所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、国及び県に報告する。
- サ 市は、原子力災害対策本部と受入市町村との連絡調整のため、受入市町村に職員を派遣する。
- シ 市は、市庁舎及び代替施設が避難区域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。なお、市は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知する。
- ス 県は、市及び受入市町村と連携し、それぞれの避難所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。
また、民生委員・児童委員、介護事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。
- セ 県は、県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、あらかじめ近隣県と協議した事項に基づき、避難を実施する。
- ソ 受入市町村は、あらかじめ指定した避難経由所及び避難所を開設するほか、主要道路から避難経由所及び避難所までの誘導や避難経由所及び避難所の運営など、市と連携して避難者を支援する。
- タ 受入市町村は、避難経由所及び避難所の運営に当たり、保健衛生面、男女双方及び性的少数者の視点、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。
- チ 受入市町村は、県、県警察及び市と協力し、避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。
- ツ 受入市町村は、避難経由所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。また、避難者の流入により避難経由所・避難所の許容人員を超えて避難者が参集

しつとあると判断した場合は、他の余裕ある避難経路所・避難所又は新たに開設した避難経路所・避難所で受け入れ、避難経路所・避難所の管理者を通じて避難者に情報伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

テ 放送事業者は、避難、屋内退避の指示があったときは、速やかに指示の内容について、正確かつ簡潔に放送する。

(8) 屋内退避の実施における留意点

ア 避難準備区域（UPZ）内の屋内退避は、原則自宅等で実施するが、市は、一時滞在者等に対し、必要に応じて屋内退避に供する施設を開設する。

イ 市は、屋内退避を指示する際、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、屋内退避における留意点を住民に周知する。

ウ 市は、緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に基づくOILの値を超え、又は超えるおそれがある状況を考慮し、屋内退避の実施と併せ避難準備を実施する。

エ 屋内退避者は、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。

なお、市は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、避難の実施について、国、県と調整する。

5 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施

県は、国、原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得ながら、住民等が避難区域から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する。

6 要配慮者等への支援

市は、県及び防災関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活において、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(1) 市及び県は、警戒事態が発生した場合、即時避難区域（PAZ）における施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、市は、即時避難区域（PAZ）における施設敷地緊急事態要避難者に対し避難準備を行うよう広報する。

なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設等を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する。

また、避難準備区域（UPZ）内においては、要配慮者の屋内退避を準備する。

(2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により即時避難区域（PAZ）内の住民等に対し避難の準備、及び施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。

なお、避難の実施により健康リスクが高まると判断される施設敷地緊急事態要避難者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設を活用する等した屋内退避を行い、これを支援する者が付き添う場合についても考慮し、安全の確保を図る。

また、避難準備区域（UPZ）内においては、要配慮者の屋内退避を実施する。また、必

要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。

県は、施設敷地緊急事態が発生した場合、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の確保等）に協力するよう要請する。

また、市及び県は、全面緊急事態が発生した場合、避難準備区域（UPZ）の住民等の避難に備えて避難車両の手配を開始する。

- (3) 市は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、指示があった等の場合は、在宅の避難行動要支援者の避難・屋内退避について、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難支援者及び消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者による呼びかけや介助により、適切な避難支援等を実施する。
- (4) 病院等医療機関、社会福祉施設等は、避難の指示があった場合は、入院又は入所の要配慮者の避難について、あらかじめ定めた施設ごとに定めた避難計画に基づき実施するものとする。なお、防護対策を実施している施設においては、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者等は、安全な避難の準備が整うまでの間、防護区画内での屋内退避を実施するものとする。
- (5) 市は、要配慮者の避難及び屋内退避が困難な場合には、自衛隊等の防災関係機関に避難等の支援を、県を通じて要請する。
- (6) 市は、県と協力し、避難することとなった要配慮者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮する。
- (7) 県は、市に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。
- (8) 市は、県及び関係機関の協力を得て、避難所における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立する。また、避難所に要配慮者の設備が整っていない場合は、必要に応じ、福祉避難所の開設や他の施設等に移送する。

7 学校等施設における避難措置

- (1) 市は、学校等施設において、生徒等の在校時に警戒事態が発生した場合は、あらかじめ定めた計画及び手順に基づき、生徒等を保護者へ引き渡すよう施設管理者に要請する。

学校等施設管理者は、生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市又は県に速やかにその旨を連絡する。

- (2) 学校等施設管理者は、避難又は屋内退避の指示等があった場合、あらかじめ定めた計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難又は屋内退避させるものとし、市又は県に速やかにその旨を連絡する。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

公共施設、商業施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき対応するものとする。

9 交通の規制及び立入制限等の措置

県警察は、避難指示区域から迅速かつ円滑に避難が実施できるよう交通規制を実施し、県及び市と連携して住民等にその内容を周知する。

県警察、道路管理者等は、市長が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効を挙げるため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。

10 感染症流行下での防護措置

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民の被ばくのリスクとウイルスの感染拡大によるリスク双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

11 避難所等の開設・運営等

- (1) 市、受入市町村は、緊急時に必要に応じ避難所を開設・運営する。
- (2) 受入市町村は、初動期において市及び県と協力し、避難所ごとに人数を始め避難者に係る情報の早期把握に努める。
- (3) 受入市町村は、初動期に市、県及び防災関係機関等と協力し、男女双方及び性的少数者の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケアを実施するものとし、「新潟県災害時こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。
- (4) 避難所の運営は、初動期においては、受入市町村が行う。市は、できるだけ早期に避難所への職員の配置等必要な体制を整え、受入市町村及び県と協議の上、これを引き継ぐものとする。また、運営に際しては、町内会や自主防災組織、避難者の協力を得て行うものとする。
- (5) 受入市町村は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、市と協議の上、市にこれを引き継ぐ。
- (6) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるとともに、避難が長期化する場合には、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び家庭動物の保護場所の確保等に留意する。
- (7) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に十分配慮する。
- (8) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、要配慮者の心身双方の健康状態及び待遇には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉避難所の開設、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- (9) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、必要に応じ、避難所における家庭動物のための保護場所の確保に努める。

- (10) 市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。
- (11) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難者の二次的な避難施設として、旅館やホテル等への避難を検討する。
- (12) 市は、受入市町村と連携し、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

12 避難者及び屋内退避者の生活支援

- (1) 市は、県及び防災関係機関等と協力し、避難者及び屋内退避者に対する生活支援に努める。
- (2) 市は、必要に応じて、避難所及び屋内退避等において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等の調達等への協力を県に要請する。県は、市から協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

なお、供給に当たっては、飲料水及び飲食物の摂取制限等の結果及びその影響を十分考慮する。
- (3) 市及び県は、あらかじめ物資の受入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業及び仕分作業を行う。
- (4) 市は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行う。
- (5) 市は、町内会・自主防災組織等を通じて、要配慮者等を優先しながら物資を配付する。
- (6) 市は、屋内退避を実施している地域での水道の供給及び下水道の確保に努める。
- (7) ガス、電気、電話等のライフライン事業者は、県及び市と協力し、屋内退避を実施している地域での供給を確保する。
- (8) 市は、受入市町村の協力のもと、避難所以外に避難した住民等の把握に努めるとともに、食料並びに物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。
- (9) 市は、県及び国に対し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所生活の早期解消に努めることを求める。
- (10) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

13 市の業務継続に係る措置

- (1) 市は、庁舎の所在地が避難のための指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた代替施設へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民

等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

- (2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策を始めとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

14 原子力被災者生活支援チームとの連携

国は、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原子力被災者生活支援チームを設置する。

市及び県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、以下の事項について総合的かつ迅速に取り組むものとする。

- ア 避難指示区域等の設定・見直し
- イ 原子力被災者の避難・受入先の確保
- ウ 警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染
- エ 飲食物の出荷制限・摂取制限
- オ 放射性物質に汚染された地域の除染
- カ 原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- キ 原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施

15 避難・屋内退避の解除

(1) 避難指示の解除

市長は、内閣総理大臣による緊急事態解除宣言が発出された後、又はその指示に従い、緊急時モニタリングの結果、放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、県及び国と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。

(2) 屋内退避指示の解除

市長は、内閣総理大臣による緊急事態解除宣言が発出された後、又はその指示に従い、又は緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る県及び国の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

第7節 治安の確保

1 方針

市、県及び関係機関は、緊急時には、早期に治安の確保のための体制を確立し、相互に緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の活動を行う。

2 警戒区域の設定等

- (1) 市は、必要があると認められる場合は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

また、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市に当該区域の設定を指示する。

- (2) 県は、市が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。
- (3) 県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む）における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難を指示した区域については、県警察と連携し窃盗等の各種犯罪の未然防止の対策を講ずる。

3 警戒区域への立入制限措置

- (1) 県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立ち入りを制限、若しくは禁止する措置を講ずる。
- (2) 市及び県は、警戒区域を設定した場合、防災行政無線及び多様なメディアを活用し、広く住民等に対して警戒区域の周知を図る。

4 交通対策活動

- (1) 交通規制
 - ア 県警察等は、警戒区域が設定された場合、市及び県と協力し、交通規制を実施する。
 - イ 交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、交通情報板やメディア等の広報媒体を通じて、運転者等に周知徹底を図る。
- (2) う回対策
県警察等は、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずる。

5 警戒警備活動

- (1) 市は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保等について県及び関係機関と連携し、万全を期する。特に、避難指示等を行った地域及びその周辺において、県警察と連携し、治安の確保等に努める。
- (2) 県警察等は、応急対策実施区域及びその周辺の警戒を実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、住民等の不安解消に努める。

6 飛行規制措置

県は、緊急時において、空中に放射性物質の影響が及んだとき、又は及ぶおそれのあるとき、あるいは緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプターの活動等に支障が生じると認められる場合等は、国に飛行規制を要請する。

第8節 原子力災害医療の実施

1 方針

県は、緊急時において、住民等の生命、身体を原子力災害から保護するため、必要な原子力災害医療体制を確立し、適切な原子力災害医療措置を講じることとしている。市は、県が行う緊急時における原子力災害医療について協力する。

また、市は、県と連携し、国の指示に基づき、住民等に安定ヨウ素剤の配布及び服用に必要な措置を講じる。

2 県緊急時医療本部の設置

県は、原子力災害対策本部を設置したときは、保健医療教育部の下に緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、被ばく医療班等を編成し、原子力災害医療活動を行うこととしている。

3 国等への応援要請

県は、必要と認められる場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は国の原子力災害現地対策本部長））、地域の基幹医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

4 原子力災害医療活動の実施

原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。

(1) 初期対応

ア スクリーニング班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等のスクリーニング及び除染等を行うとともに原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。

イ 県は、避難所等に救護所を開設し、救護班は、救護所において被ばく等のない一般傷病者の医療救護を行う。

ウ 原子力災害医療協力機関は、被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療等を行う。

(2) 原子力災害拠点病院における医療

原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には線量測定、除染処置及び専門的な医療対策を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。

(3) 高度被ばく医療

原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療が必要とされる重篤な被ばく傷病者等については、高度被ばく医療支援センターである福島県立医科大学等に転送する。

(4) 要配慮者等への配慮

県は、原子力災害医療の実施に関して、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮する。

5 安定ヨウ素剤の服用

原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部、県又は市が住民等に指示することにより服用させるものとする。

また、国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示について、速やかに県及び市に伝達するものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

市及び県は、安定ヨウ素剤が事前配布された即時避難区域（P A Z）内の住民等に対し、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用するよう、伝達する。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

市及び県は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

ただし、時間的制約等により、医師が関与できない場合には、薬剤師等の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続によって配布するものとする。

(3) 市及び県は、事態の進展が急速な場合であって、原子力規制委員会の判断や国の原子力災害対策本部の指示を得ることができない場合は、原子力災害対策指針を踏まえ、独自の判断により、服用が必要な住民等に対し、服用を指示する。

6 原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送

原子力災害拠点病院への傷病者の搬送は、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、市消防本部の救急車又は県消防防災ヘリコプターにより行うこととされている。

また、県は、自ら必要と認める場合又は関係市村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

1 方針

市は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の国の指示及び要請並びに県の指示に基づき、市域内の飲食物及び地域生産物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施する。

2 検査の実施

県は、国からの指示及び要請に基づき、又は、必要と認めるときは、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施し、市はこれに協力する。

3 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 放射性物質が放出された後に、国は、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう県及び市に指示することとされている。
- (2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県等に指示するものとされている。
- (3) 県は、国の指示及び要請並びに放射性核種濃度測定調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施するよう市に指示し、市はこれを実施する。
また、県及び市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起を実施する。

4 農林水産物の採取及び出荷制限

- (1) 県は、国の指示及び要請に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市に対し、下記のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を実施するよう指示する。
 - ア 農作物の作付制限
 - イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止
 - ウ 農林水産物等の出荷制限
 - エ 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限
 - オ その他必要な措置
- (2) 市は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、上記措置を講じるよう指示する。

5 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、県と協力し、住民等へ代替飲料水、飲食物を供給するなどの応急措置を講ずる。

第10節 緊急輸送活動

1 方針

市及び県は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

2 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市及び県は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で調整する。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長、災害応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- エ 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。
- ウ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請する。それでも不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場等において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

(4) 交通・運送事業者による車両調達等

- ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から要請があった場合は、県内事業所が保有する車両等の調達又はあっせんを行う。
- イ 県は、輸送に従事した者に対し、スクリーニング等を実施するなど、被ばく管理体制を構築する。

3 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

なお、災害対応に使用する車両に関しては、災害対策基本法及び原災法に基づく手続等に従い対応する。

市、県及び道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

4 輸送体制

(1) 陸路による輸送

- ア 市及び県は、県警察、自衛隊等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の緊急輸送活動に必要な情報を把握する。
- イ 市及び県は、県警察と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。
- ウ 市、県及び道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
- エ 市及び県は、県警察、道路管理者と協力し、交通状況を迅速に把握する。
- オ 市、県、県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他防災関係機関及び住民等に対して周知を図る。
- カ 市及び県は、鉄道によって輸送する場合は、鉄道事業者と協議して行う。

(2) 空路による輸送

- ア 市は、発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への空路による輸送が必要な場合、県に対し、ヘリコプター等の出動を要請する。県は、放射性物質の影響を踏まえた上で、消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプター等により、災害応急対策要員、医療従事者、モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送する。
- イ 県は、特に必要と認める場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請する。
- ウ 市は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行い、県は、新潟空港事務所航空管制運航情報官等と調整を行う。

(3) 海路による輸送

市及び県は、陸路による輸送が困難な場合、又は重量かつ大量な緊急物資、復旧資材の運搬等海路による輸送がより効果的な場合には、必要に応じ、指定公共機関及び指定地方公共機関に協力を求め、さらに必要があれば、海上自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸信越運輸局の協力のもと、海路による輸送を実施する。

第11節 救助・救急及び消火活動

1 方針

市は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じるできないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。

2 活動内容

- (1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する。
- (2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、県に対し、救助・救急及び消火活動の応援を要請する。県は、市から応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、

必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

- (3) 県は、市から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を消防庁等に要請する。なお、要請時には次の事項に留意する。

ア 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所

3 原子力事業者の消火体制

原子力事業者は、発電所の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確認しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

4 海上における救助・救急対策

- (1) 市は、海上における災害を認めた場合は、県を通じ速やかに第九管区海上保安本部等に救助、救急活動を要請する。

- (2) 県は、市から海上での救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、第九管区海上保安本部等に対し応援を要請する。また、県内の防災関係機関では対処できないと判断した場合には、速やかに自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

5 空からの救助・救急対策

- (1) 市は、航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、県と共に迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

- (2) 県は、市から空中からの救助、救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリによる救助・救急活動を行うとともに、県警察、他都道府県等に対し応援を要請する。

- (3) 県は、関係消防本部消防長から、広域航空消防応援の要請があったときは、速やかに消防庁に対し要請する。

第12節 防災業務関係者防護対策

1 方針

市は、県の協力のもと、原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。

2 防災業務関係者の安全確保

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県、国の原子力災害対策本部（又は原子力災害現地対策本部）及び原子力事業者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災業務関係者が冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

ア 市は、必要に応じ市が管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

イ 市は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、県及び防災関係機関に対して、防護資機材の調達の協力を要請する。さらに、不足が生じた場合は、原子力合同対策協議会等の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

また、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者については、国の基準が定められるまでの間は、次の防護指標を参考に行う。

なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

防災業務関係者の防護指標（放射線防護に係る法令の適用を受けない者）

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50mSvを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100mSvを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を合わせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300mSv 皮膚：等価線量で1Sv

イ 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性のある環境

下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

ウ 市は、県と連携し被ばくの可能性がある環境下で災害応急対策に従事する職員の被ばく管理を行う。

エ 市は、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

県は、原子力防災センターに被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。

オ 県は、緊急時医療本部及び原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと、職員等の被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。

カ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市が管轄する防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保する。

キ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、県、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

2 原子力事業者等の活動

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信し、さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

- ・消火及び延焼の防止の措置
- ・立入制限区域の設定
- ・環境放射線モニタリングの実施

- ・核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- ・付近にいる者の避難
- ・放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置
- ・その他放射線障害の防止のために必要な措置等

3 国の活動

国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施する。

4 消防機関の活動

事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

5 警察機関の活動

事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

6 海上保安部署の活動

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

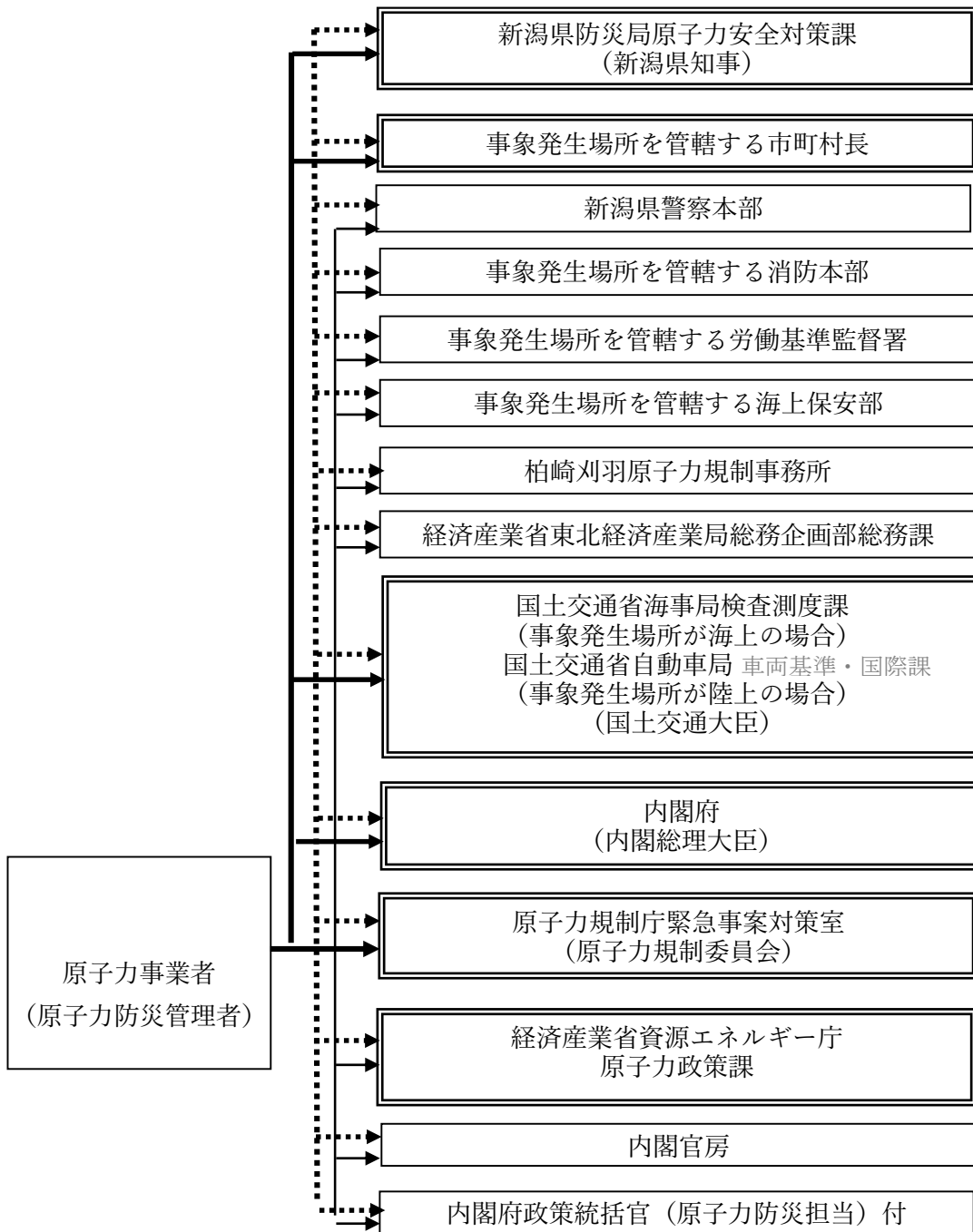
7 市及び県の活動

市及び県は、事故の発生を確知した場合、事故の状況の把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、消防及び警察機関の協力を得て、事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

原災法に基づく第10条第1項に基づく通報経路

(事業所外運搬での事象発生時)

【新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）から抜粋】



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡